

目次

第1巻 第1章～第4章（第1条～第59条）

第1章 総則

第1条（目的）	3
Ⅰ 目的・趣旨、概説	3
Ⅱ 各文言の解説	3
1 「デジタルの進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み」	3
2 「個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、」	4
3 「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の」	4
4 「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」	5
Ⅲ 平成27年改正の内容・背景	5
Ⅳ 令和3年改正の内容・背景	6
Ⅴ 課題	6
EU-GDPR	7
US	9
Ⅰ 米国のプライバシー・個人情報保護法制の全体像と本稿における検討対象	9
Ⅱ 米国のプライバシー・個人情報保護法制の目的	13

目次

第2条第1項（定義）	16
I 目的・趣旨、概説.....	16
II 各文言の解説.....	16
1 「生存する」（柱書）	16
2 「個人に関する情報」（柱書）	17
3 「氏名、生年月日その他の記述等」（1号）	17
4 「特定の個人を識別することができる」（1号）	17
5 「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」（1号）	19
6 「個人識別符号が含まれるもの」（2号）	20
III 平成27年改正の内容・背景.....	21
IV 課題.....	21
1 はじめに	21
2 個人識別符号	22
3 匿名加工情報	22
(1) 匿名加工情報の導入／(2) NII 報告書	
第2条第2項（定義）	28
I 目的・趣旨、概説.....	28
II 各文言の解説.....	29
1 「文字、番号、記号その他の符号」（柱書）	29
2 「政令で定めるもの」（柱書）	29
3 「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」（1号）	29
4 「電子計算機の用に供するために変換」（1号）	30
5 「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって」（2号）	32
III 平成27年改正の内容・背景.....	34
IV 課題.....	34

第2条第3項（定義） ……………	35
I 目的・趣旨、概説……………	36
II 各文言の解説……………	36
1 「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実」	36
2 「その他……政令で定める記述等」	37
III 平成27年改正の内容・背景……………	38
IV 課題——要配慮個人情報の推知……………	38
第2条第4項（定義） ……………	39
I 目的・趣旨、概説……………	39
第2条第5項（定義） ……………	39
I 目的・趣旨、概説……………	40
II 各文言の解説……………	40
1 「次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて」（柱書）	40
2 「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように」（柱書）	41
3 「個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう」（柱書）	41
4 「当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）」（1号）	43
5 「当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること」（2号）	43
III 令和2年改正の内容・背景……………	44
第2条第6項（定義） ……………	44
I 目的・趣旨、概説……………	45
II 各文言の解説……………	45
1 「次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて」（柱書）	45
2 「特定の個人を識別することができないように」（柱書）	46
3 「個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって」（柱書）	46

目次

4 「当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう」(柱書)	46
5 「当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)」(1号)	48
6 「当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること」(2号)	48
Ⅲ 平成 27 年改正の内容・背景	49
第 2 条第 7 項 (定義)	49
Ⅰ 目的・趣旨、概説	49
第 2 条第 8 項 (定義)	50
Ⅰ 目的・趣旨、概説	50
Ⅱ 各文言の解説	51
1 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)」(1号前段)	51
2 「内閣の所轄の下に置かれる機関」(1号後段)	51
3 「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(……)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関(これの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)」(2号)	52
4 「国家行政組織法(……)第 3 条第 2 項に規定する機関(第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)」(3号)	53
5 「内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法(……)第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの」(4号)	53
6 「国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの」(5号)	54
7 「会計検査院」(6号)	54
第 2 条第 9 項 (定義)	55
Ⅰ 目的・趣旨、概説	55

Ⅱ 各文言の解説	56
1 「独立行政法人」	56
2 「別表第一に掲げる法人」	57
第2条第10項（定義）	58
Ⅰ 目的・趣旨、概説	58
Ⅱ 各文言の解説	58
第2条第11項（定義）	59
Ⅰ 目的・趣旨、概説	59
Ⅱ 各文言の解説	60
1 「行政機関」（1号）	60
2 「地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）」（2号）	60
(1)「地方公共団体の機関」／(2) 地方公共団体における従来の個人情報保護法制と令和3年改正による一元化	
3 「独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）」（3号）	63
4 「地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）」（4号）	64
EU－GDPR	67
Ⅰ 法2条1項「個人情報」、2項「個人識別符号」、5項「仮名加工情報」、6項「匿名加工情報」、法16条3項「個人データ」、4項「保有個人データ」について	67
Ⅱ 法2条3項「要配慮個人情報」について	69
Ⅲ 法16条1項「個人情報データベース等」について	70
Ⅳ 法2条4項「本人」について	70

目次

V	法2条8項「行政機関」、9項「独立行政法人等」、10項「地方独立行政法人」、11項「行政機関等」、法16条2項「個人情報取扱事業者」について……………	71
1	GDPRの関連規定	71
2	解釈指針	72
	(1) 管理者／(2) 共同管理者／(3) 取扱者／(4) 第三者／受領者	
VI	他の定義について……………	87
1	取扱い関連	87
2	同意	88
3	個人データ侵害	89
4	拘束的企業準則	90
5	「監督機関」、「関係監督機関」	91
6	「越境的取扱い」	92
7	「関連性があり理に適った不服申立て」	92
8	「情報社会サービス」	92
9	「国際機関」	92
US	……………	93
I	法2条1項「個人情報」、2項「個人識別符号」、4項「本人」、7項「個人関連情報」、法16条1項「個人情報データベース等」、3項「個人データ」、4項「保有個人データ」について……………	93
II	法2条3項「要配慮個人情報」について……………	98
III	法2条5項「仮名加工情報」、6項「匿名加工情報」について……………	99
IV	法2条8項「行政機関」、9項「独立行政法人等」、10項「地方独立行政法人」、11項「行政機関等」について……………	101
第3条	(基本理念)……………	103
I	目的・趣旨、概説……………	103
II	各文言の解説……………	104
1	「個人の人格尊重の理念」	104
2	「適正な取扱いが図られなければならない」	104
EU-GDPR	……………	104
US	……………	105

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第4条（国の責務）	106
I 目的・趣旨、概説	106
II 各文言の解説	107
III 令和3年改正の内容・背景	108
EU-GDPR	108
US	108
第5条（地方公共団体の責務）	109
I 目的・趣旨、概説	109
II 各文言の解説	109
III 令和3年改正の内容・背景	110
EU-GDPR	111
US	111
第6条（法制上の措置等）	112
I 目的・趣旨、概説	112
II 各文言の解説	112
III 課題	114
EU-GDPR	115
US	115

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針

第7条	116
I 目的・趣旨、概説	117
II 各文言の解説	118
1 「政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針……を定めなければならない。」 (1項)	118

目次

2 「基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。」(2 項)	118
(1)「個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向」(1 号)／(2)「国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項」(2 号)／(3)「地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」(3 号)／(4)「独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」(4 号)／(5)「地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」(5 号)／(6)「第 16 条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者、同条第 5 項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第 6 項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第 51 条第 1 項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」(6 号)／(7)「個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項」(7 号)／(8)「その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項」(8 号)	
3 「内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。」(3 項)	129
4 「内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。」(4 項)	130
5 「前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。」(5 項)	130
Ⅲ 平成 27 年改正の内容・背景	130
Ⅳ 令和 3 年改正の内容・背景	131
EU-GDPR	131
US	131

第 2 節 国の施策

第 8 条 (国の機関等が保有する個人情報の保護)	132
Ⅰ 目的・趣旨、概説	132
Ⅱ 各文言の解説	132
1 「国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。」(1 項)	132
2 「国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。」(2 項)	133
Ⅲ 令和 3 年改正の内容・背景	134

IV 課題	134
EU-GDPR	135
US	135
第9条（地方公共団体等への支援）	136
I 目的・趣旨、概説	136
1 目的・趣旨	136
2 国による支援	136
3 いわゆる「過剰反応」問題	137
4 基本方針との関係	138
5 附帯決議に基づく支援策	139
II 各文言の解説	142
1 「地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策」	142
2 「国民」	143
3 「事業者等」	143
4 「個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動」	144
5 「情報の提供」	144
6 「事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定」	145
7 「その他の必要な措置」	148
EU-GDPR	151
US	151
第10条（苦情処理のための措置）	152
I 目的・趣旨、概説	152
II 各文言の解説	153
1 「個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情」	153
2 「適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置」	153
(1) 措置の内容及び取組み／(2) 個人情報保護委員会に対する協力要求規定	
EU-GDPR	156
US	156

目次

第11条（個人情報の適正な取扱いを確保するための措置）	157
Ⅰ 目的・趣旨、概説	157
Ⅱ 各文言の解説	158
1 「地方公共団体との適切な役割分担を通じ」（1項）	158
2 「次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置」（1項）	158
3 「国は、第5章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。」（2項）	159
Ⅲ 令和3年改正の内容・背景	159
EU-GDPR	159
US	160

第3節 地方公共団体の施策

第12条（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）	161
Ⅰ 目的・趣旨、概説	161
1 概要	161
2 災害時等における個人情報の取扱い	162
Ⅱ 各文言の解説	163
1 「地方公共団体」（1項）	163
2 「適正な取扱いが確保されるよう必要な措置」（1項）	163
3 「地方独立行政法人」（2項）	165
4 「適正な取扱いが確保されるよう必要な措置」（2項）	165
Ⅲ 令和3年改正の内容・背景	166
1 個人情報の性質等の勘案の削除	166
2 「講ずるものとする」との義務規定化	166
Ⅳ 課題	167
EU-GDPR	168
US	168

第13条（区域内の事業者等への支援）	169
Ⅰ 目的・趣旨、概説	169

II 各文言の解説	169
1 「その区域内の事業者及び住民」	169
2 「支援に必要な措置」	170
(1) 措置の内容／(2) 個人情報保護条例に基づく措置	
3 「努めなければならない」	172
EU－GDPR	173
US	173
第14条（苦情の処理のあっせん等）	174
I 目的・趣旨、概説	174
II 各文言の解説	175
1 「地方公共団体」	175
2 「個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情」	175
3 「苦情の処理のあっせんその他必要な措置」	176
4 「努めなければならない」	176
EU－GDPR	177
US	177
第4節 国及び地方公共団体の施策	
第15条（国及び地方公共団体の協力）	178
I 目的・趣旨、概説	178
II 各文言の解説	179
1 「個人情報の保護に関する施策」	179
2 「相協力する」	179
EU－GDPR	180
US	180

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

第1節 総論

第16条第1項（定義）	181
I 目的・趣旨、概説	182
II 各文言の解説	182
1 「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く」（柱書）	182
2 「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（1号）	183
3 「前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」（2号）	183
III 平成27年改正の内容・背景	184
IV 令和3年改正の内容・背景	185
V 課題	185
第16条第2項（定義）	186
I 目的・趣旨、概説	186
II 各文言の解説	186
1 「個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう」（柱書）	186
2 「国の機関」（1号）	187
3 「地方公共団体」（2号）	187
4 「独立行政法人等」（3号）	188
5 「地方独立行政法人」（4号）	189
III 平成27年改正の内容・背景	189
第16条第3項（定義）	190
I 目的・趣旨、概説	190
II 各文言の解説	190
第16条第4項（定義）	191
I 目的・趣旨、概説	191

II 各文言の解説	192
1 「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ」	192
2 「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」	192
III 令和2年改正の内容・背景	194
IV 課題	195
第16条第5項（定義）	196
I 目的・趣旨、概説	196
II 各文言の解説	197
1 「仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」	197
2 「事業の用に供している者をいう」	198
3 「ただし、第2項各号に掲げる者を除く」	198
4 各定義の差異について	199
III 令和2年改正の内容・背景	199
第16条第6項（定義）	199
I 目的・趣旨、概説	200
II 各文言の解説	200
1 「匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」	200
2 「事業の用に供している者をいう」	201
3 「ただし、第2項各号に掲げる者を除く」	201
4 各定義の差異について	201
第16条第7項（定義）	201
I 目的・趣旨、概説	202

目次

II 各文言の解説	202
1 「個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」	202
2 「事業の用に供している者をいう」	203
3 「ただし、第2項各号に掲げる者を除く」	203
4 各定義の差異について	203
第16条第8項（定義）	203
I 目的・趣旨、概説	204
II 各文言の解説	205
1 「学術研究」	205
2 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。」	205
EU-GDPR	205
US	207
I 法16条1項「個人情報データベース等」、3項「個人データ」、4項「保有個人情報データ」について	207
II 法16条2項「個人情報取扱事業者」について	207
III 法16条5項「仮名加工情報取扱事業者」、6項「匿名加工情報取扱事業者」、7項「個人関連情報取扱事業者」について	210
IV 法16条8項「学術研究機関等」について	210
第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務	
第17条（利用目的の特定）	212
I 目的・趣旨、概説	212
II 各文言の解説	213
1 「個人情報取扱事業者」（1項）	213
2 「個人情報を取り扱うに当たっては」（1項）	213
3 「その利用の目的」（1項）	214
4 「できる限り特定しなければならない」（1項）	215

5 「利用目的を変更する場合」(2項)	217
6 「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」(2項)	218
Ⅲ 違反の効果	220
Ⅳ 平成 27 年改正の内容・背景	221
Ⅴ 課題	223
Ⅵ いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理	223
EU-GDPR	224
US	225
第 18 条 (利用目的による制限)	227
Ⅰ 目的・趣旨、概説	227
Ⅱ 各文言の解説	228
1 「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」(1項)	228
(1)「あらかじめ」／(2)「本人の同意」／(3)「必要な範囲」／(4)本条の対象となる個人情報／(5)個人情報の取扱い	
2 「個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない」(2項)	231
(1)「合併その他の事由」／(2)「他の個人情報取扱事業者から」／(3)「承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない」	
3 目的外利用禁止の例外 (3項)	232
(1)「法令に基づく場合」(1号)／(2)「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(2号)／(3)「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(3号)／(4)「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する	

目次

必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(4号)／(5)「当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）」(5号)／(6)「学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）」(6号)

Ⅲ 違反の効果……………237

- 1 苦情の申出 237
- 2 個人情報保護委員会による監督 237
- 3 司法的救済 238

(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等

Ⅳ 関連する裁判例……………238

Ⅴ いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理……………239

- 1 子どもの権利利益の保護 239
- 2 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方 239

EU-GDPR……………240

Ⅰ 個人データの取扱いに関する諸原則……………240

Ⅱ 管理者の遵守責任……………249

Ⅲ 取扱いの適法性……………249

Ⅳ 「同意」について……………253

- 1 同意の概念 253
 - 2 同意に関する解釈指針 254
- (1) 「自由」／(2) 「力の不均衡」／(3) 「条件」／(4) 「粒度」／(5) 「不利益」／(6) 「特定の」／(7) 「情報を与えられた」／(8) 「不明瞭ではない意思表示」

- 3 同意の条件 260
- 4 学術研究目的における同意 262
- 5 「契約履行のための必要性」の解釈 265

(1) 導入／(2) 6条1項(b)号の分析／(3) 特定の状況における、6条1項(b)号の適

用可能性

6 「ダークパターン」の解釈 273

(1) 欺瞞的設計パターンとは／(2) 適用される諸原則／(3) 欺瞞的設計パターンの
類型／(4) ベストプラクティス

7 クレジットカードデータの保存に関する勧告 289

US 290

第 19 条（不適正な利用の禁止）..... 293

I 目的・趣旨、概説..... 293

II 各文言の解説..... 293

1 本条の対象となる個人情報 293

2 「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利
用してはならない。」 294

(1) 「違法又は不当な行為」／(2) 「助長し、又は誘発する」／(3) 「おそれ」／(4)
「利用してはならない」／(5) いわゆる「破産者マップ」問題

III 違反の効果..... 296

1 苦情の申出 296

2 個人情報保護委員会による監督 296

3 司法的救済 297

(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等

IV いわゆる 3 年ごとに見直しに係る検討の中間整理..... 297

EU-GDPR 298

US 299

第 20 条第 1 項（適正な取得）..... 300

I 目的・趣旨、概説..... 300

II 各文言の解説..... 300

1 「偽りその他不正の手段」 300

(1) 「偽りその他不正の手段」の判断基準／(2) フェイスブックインクに対する指
導／(3) カメラによる撮影

2 「取得」 302

III 関連する裁判例..... 303

1 東京地判平成 22 年 9 月 27 日判タ 1343 号 153 頁（コンビニ防犯カメラ事

目次

件)	303
2 東京地判平成 22 年 10 月 28 日労判 1017 号 14 頁(客室乗務員データベース事件)	304
3 東京地判平成 19 年 12 月 26 日訟月 55 卷 12 号 3430 頁(N システム事件)	305
IV 課題	305
(1) センサーの高機能化／(2)「外部送信」による取得	
第 20 条第 2 項(適正な取得)	307
I 目的・趣旨、概説	308
II 各文言の解説	308
1 「あらかじめ」(柱書)	308
2 「本人の同意」(柱書)	308
3 「取得」(柱書)	309
4 「法令に基づく場合」(1 号)	309
5 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(2 号)	309
6 「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(3 号)	310
7 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(4 号)	310
8 「当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)」(5 号)	310
9 「学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限	

る。)」(6号)	311
10 「当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合」(7号)	311
11 「その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合」(8号)	312
Ⅲ 平成27年改正の内容・背景	313
Ⅳ 課題	313
EU-GDPR	315
US	317
第21条(取得に際しての利用目的の通知等)	321
Ⅰ 目的・趣旨、概説	321
Ⅱ 各文言の解説	322
1 「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。」(1項)	322
(1)「個人情報を取得した場合」／(2)「あらかじめその利用目的を公表している場合を除き」／(3)「速やかに」／(4)「本人に通知し、又は公表しなければならない」	
2 「個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない」(2項)	324
(1)「本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合」／(2)「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。」／(3)「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。」	
3 「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。」(3項)	325
4 利用目的の通知等の例外(4項)	326

目次

(1)「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」(1号)／(2)「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」(2号)／(3)「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」(3号)／(4)「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」(4号)	
Ⅲ 違反の効果	328
1 苦情の申出	328
2 個人情報保護委員会による監督	328
3 司法的救済	328
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
Ⅳ いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理	329
EU-GDPR	330
1 GDPRの条文	330
2 解釈指針	332
(1) 透明性の意味及び要素等／(2) データ主体に提供する情報——13条及び14条	
(3) 追加的取扱いに関する情報／(4) 視覚化の手段／(5) 情報提供義務の例外	
US	339
第22条 (データ内容の正確性の確保等)	346
Ⅰ 目的・趣旨、概説	346
Ⅱ 各文言の解説	346
1 「利用目的の達成に必要な範囲内において」	346
2 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」	347
3 「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する」	348
4 「努めなければならない」	349
Ⅲ 違反の効果	350
1 苦情の申出	350
2 個人情報保護委員会による監督	351

3 司法的救済	351
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
IV 関連する裁判例	352
1 大阪地判平成2年7月23日金法1289号29頁	352
2 東京地判平成10年7月14日金判1062号52頁	352
EU-GDPR	353
US	353
第23条(安全管理措置)	355
I 目的・趣旨、概説	355
II 各文言の解説	355
1 「その取り扱う個人データ」	355
2 「漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」	356
3 「安全管理のために必要かつ適切な措置」	356
4 「講じなければならない」	357
III 違反の効果	358
1 苦情の申出	358
2 個人情報保護委員会による監督	358
3 司法的救済	358
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
IV 関連する裁判例	359
1 東京高判平成19年8月28日判タ1264号299頁(TBC顧客情報流出事件)	359
2 ベネッセ顧客情報流出事件	360
V いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理	361
EU-GDPR	362
I 取扱いの安全性	362
II データ保護・バイ・デザイン及びバイ・デフォルト	363
1 GDPRの条文	363
2 解釈指針	365
(1) 技術的、組織的措置及び必要な保護措置／(2) 考慮要素	

目次

Ⅲ データ保護影響評価及び事前の協議	373
1 データ保護影響評価及び事前の協議	373
2 解釈指針	376
Ⅳ データ保護責任者（37条～39条）	383
1 データ保護責任者の指名	383
2 データ保護責任者の立場	388
3 データ保護責任者の職務	390
US	391
第24条（従業者の監督）	397
Ⅰ 目的・趣旨、概説	397
Ⅱ 各文言の解説	397
1 「従業者」	397
2 「個人データを取り扱わせる」	398
3 「当該個人データの安全管理が図られるよう」	398
4 「当該従業者に対する必要かつ適切な監督」	399
5 「行わなければならない」	400
Ⅲ 違反の効果	400
1 苦情の申出	400
2 個人情報保護委員会による監督	401
3 司法的救済	401
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
Ⅳ 関連する裁判例	402
EU-GDPR	402
US	402
第25条（委託先の監督）	403
Ⅰ 目的・趣旨、概説	403
Ⅱ 各文言の解説	403
1 「個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」	403
2 「その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう」	404
3 「委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督」	404
4 「行わなければならない」	406

Ⅲ 違反の効果	406
1 苦情の申出	406
2 個人情報保護委員会による監督	406
3 司法的救済	407
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
Ⅳ 関連する裁判例	407
EU-GDPR	408
Ⅰ 取扱者の選択	408
Ⅱ 契約又はその他の法律行為の態様	409
Ⅲ 契約又はその他の法律行為の内容	409
Ⅳ 復取扱者	412
US	415
第 26 条 (漏えい等の報告等)	416
Ⅰ 目的・趣旨、概説	416
Ⅱ 各文言の解説	417
1 個人情報保護委員会への報告 (1 項)	417
(1) その取り扱う個人データ／(2) 報告の対象となる事態 (「漏えい等」の意義)／	
(3) 高度な暗号化等の取扱い／(4) 個人情報保護委員会への報告義務／(5) 速報と	
確報／(6) 受託業務における例外	
2 本人への通知 (2 項)	422
(1) 通知の対象となる事態／(2) 本人に対する通知義務／(3) 受託業務における例	
外／(4) 代替措置	
Ⅲ 違反の効果	423
1 苦情の申出	423
2 個人情報保護委員会による監督	424
3 司法的救済	424
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
Ⅳ いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理	425
1 子どもの権利利益の保護	425
2 漏えい等報告及び本人通知の範囲・内容の合理化	425
EU-GDPR	426

目次

I	概要——個人データ侵害の通知、連絡義務	426
II	個人データ侵害	426
III	監督機関への個人データ侵害の通知	426
IV	データ主体への個人データ侵害の連絡	428
V	解釈指針	429
US		440
第 27 条	(第三者提供の制限)	445
I	目的・趣旨、概説	448
1	目的・趣旨	448
	(1) 個人データの第三者提供における事前の本人同意原則とその例外 (1 項)／(2) オプトアウト (2 項～4 項)／(3) 第三者に該当しないものとされる場合 (5 項、6 項)	
2	法 27 条と匿名加工情報の関係	450
	(1) 前提としての提供元基準説／(2) 照合禁止義務例外規定説／(3) 容易照合性要件緩和説と容易照合性要件内在説／(4) 小括	
3	捜査関係事項照会をめぐる問題	456
	(1) 捜査関係事項照会に応じる法的義務の有無／(2) 「法令に基づく場合」に該当するか否か／(3) 他の法令や契約に基づく義務	
4	弁護士法照会をめぐる問題	459
	(1) 弁護士法照会に応じる法的義務の有無／(2) 「法令に基づく場合」に該当するか否か／(3) 他の法令や契約に基づく義務	
II	各文言の解説	463
1	「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」(1 項柱書)	463
	(1) 「あらかじめ本人の同意を得ないで」／(2) 「個人データ」／(3) 「第三者に提供してはならない」／(4) 「次に掲げる場合を除くほか」	
2	「個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に	

届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第20条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。」（2項柱書） 468

- (1)「第三者に提供される個人データ」／(2)「本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合」／(3)「次に掲げる事項」（通知等の措置を講じる事項。2項各号）／(4)「個人情報保護委員会の定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」（通知等の措置を講じる方法）／(5) 個人情報保護委員会への届出／(6) 効果
- 3 「個人情報取扱事業者は、前項1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。」（3項） 475
 - (1) 変更が認められる事項／(2) 変更する場合の手続
- 4 「個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。」（4項） 476
- 5 「次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。」（5項柱書） 476
 - (1) 委託（1号）／(2) 事業の承継（2号）／(3) 共同利用（3号）
- 6 「個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態

目次

に置かなければならない。」(6 項) 482	
(1) 変更が認められる事項／(2) 変更する場合の手続	
Ⅲ 違反の効果	484
1 苦情の申出	484
2 個人情報保護委員会による監督	484
3 司法的救済	484
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
Ⅳ いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理	485
1 オプトアウト規制	485
2 子どもの権利利益の保護	486
3 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方	486
EU-GDPR	486
Ⅰ GDPR 26 条 (法 27 条 5 項 3 号)	486
Ⅱ GDPR 28 条、29 条 (法 27 条 5 項 1 号)	487
US	490
Ⅰ 各制定法における第三者提供に関連する規定	490
Ⅱ 学術研究機関に関する適用除外	498
第 28 条 (外国にある第三者への提供の制限)	501
Ⅰ 目的・趣旨、概説	501
Ⅱ 各文言の解説	504
1 「外国にある第三者」(1 項)	504
2 「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」(1 項、2 項)	507
3 適用が除外される場合	510
(1) 指定国への個人データ移転 (1 項)／(2) 基準に適合する体制を整備している者への個人データ移転 (1 項、3 項)／(3) 法 27 条 1 項各号に該当する場合 (1 項)	
Ⅲ 違反の効果	522
Ⅳ 令和 2 年改正の内容・背景	523
Ⅴ 課題	523
EU-GDPR	530
Ⅰ 十分性の原則	530
Ⅱ 適切な安全保護措置	534

Ⅲ 特定の状況による例外	539
Ⅳ 解釈指針	542
1 第5章と3条の適用に関する指針	542
2 取扱業務を第三国又は国際機関への個人データの移転として評価する基準	542
(1) 所定の取扱いについて GDPR の適用を受ける管理者又は取扱者（「輸出者」）／	
(2) 輸出者が、係る取扱いの対象となる個人データを他の管理者、共同管理者又は取扱者（以下「輸入者」という。）に送信又は他の方法で開示する場合／(3) 当該輸入者が3条に基づき所定の取扱いについて GDPR の適用を受けるか又は国際機関であるかを問わず、輸入者が第三国に所在する場合	
3 個人データ移転が生じる場合の結果	548
US	549
Ⅰ 「セーフ・ハーバー」から「プライバシー・シールド」へ	550
Ⅱ シュレムス判決Ⅱによる「プライバシー・シールド」の無効と新たな枠組み	554
第29条 （第三者提供に係る記録の作成等）	559
Ⅰ 目的・趣旨、概説	559
Ⅱ 各文言の解説	560
1 「個人データを第三者……に提供したとき」（1項）	560
(1) 明文上の適用除外／(2) 解釈上の適用除外	
2 第三者提供に係る「記録」の「作成」	564
(1) 記録の作成方法／(2) 記録事項／(3) 記録事項の省略	
3 記録の保存期間	569
Ⅲ 違反の効果	569
Ⅳ 平成27年改正の内容・背景	569
Ⅴ 課題	570
EU-GDPR	574
US	576
第30条 （第三者提供を受ける際の確認等）	578
Ⅰ 目的・趣旨、概説	578
Ⅱ 各文言の解説	580

目次

1 「第三者から個人データの提供を受けるに際し」(1項)	580
2 第三者から個人データの提供を受ける際の「確認」(1項、2項)	582
3 「確認に係る事項」に関する「記録」の「作成」(3項)	584
(1) 記録の作成方法／(2) 記録事項／(3) 記録事項の省略	
4 記録の保存期間(4項)	587
Ⅲ 違反の効果	587
Ⅳ 平成27年改正の内容・背景	587
Ⅴ 課題	588
EU-GDPR	591
US	591
第31条(個人関連情報の第三者提供の制限等)	592
Ⅰ 目的・趣旨、概説	592
Ⅱ 各文言の解説	593
1 「個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するもの)に限る。以下この章及び第六章において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、」(1項)	593
2 「第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか」	596
3 「次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。」	596
一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。	
二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。」(1項)	
(1) 確認義務／(2) 確認方法／(3) 本人の同意／(4) 外国に提供する場合の情報提供	
4 「第28条第3項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が	

個人関連情報を提供する場合について準用する。」(2項)	599
5 「この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。」(2項)	601
6 「前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。」(3項)	602
Ⅲ 令和2年改正の内容・背景	606
1 「個人情報保護法いわゆる3年ごとの見直し制度改正大綱」(以下「改正大綱」)	606
2 クッキーと行動ターゲティング広告	607
3 Facebook社に対する行政指導	609
4 提供者側の法的責任——「いいね！ボタン」設置サイトの場合	611
5 提供者側の法的責任——DMP情報の提供の場合(リクナビ事件)	612
Ⅳ 課題	616
1 本条の性質	616
2 個人情報の範囲との関係	617
3 電気通信事業法による外部送信の規制	618
EU-GDPR	619
I 識別子	619
II ターゲティング広告に関する指針	619
1 導入	620
2 指針の範囲	621
3 ターゲティング広告に伴うリスク	622
4 ターゲティング広告への関与者及び適法な根拠	623
(1) 共同管理者／(2) 適法な根拠	
US	627
第32条～第39条・前注	631
I 本人関与手続	631
1 本人関与手続の概要	631

目次

2	本人関与手続の対象	632
	(1) 保有個人データ／(2) 開示等を行う権限	
3	本人の請求権の法的性格	634
	(1) 法定請求権説／(2) プライバシー権説の問題点	
4	本人関与手続に違反した場合の効果	637
	(1) 苦情の申出／(2) 個人情報保護委員会による監督／(3) 司法的救済	
II	平成 27 年改正前旧法において本人に裁判規範性のある請求権は認められていたか否か	640
1	問題の所在	640
	(1) 平成 27 年改正前旧法における議論／(2) 平成 27 年改正後における問題の所在	
2	平成 27 年改正により本人の請求権の形式の規定が追加された理由	641
	(1) パーソナルデータに関する検討会における議論／(2) 改正理由	
3	裁判規範性否定説の妥当性	643
	(1) 本稿の立場／(2) 平成 27 年改正前の本人関与手続についての条文解釈／(3) 現行法の本人関与手続についての条文解釈／(4) まとめ	
4	肯定説のその他の理由付けの検討	652
	(1) 「立案担当者意思」による解釈／(2) OECD プライバシーガイドラインや EU データ保護指令との整合性	
5	下級審裁判例の検討	660
	(1) 東京地判平成 19 年 6 月 27 日判時 1978 号 27 頁／(2) 東京地判平成 25 年 9 月 6 日判例秘書 L06830752／(3) 東京地判平成 26 年 9 月 8 日判例秘書 L06930574／(4) 東京地判平成 27 年 2 月 23 日ウエストロー 2015WLJPCA02238001／(5) 東京高判平成 27 年 5 月 20 日判例集未登載／(6) 東京高判平成 29 年 8 月 31 日判時 2379 号 24 頁	
第 32 条	(保有個人データに関する事項の公表等)	672
I	目的・趣旨、概説	672
II	各文言の解説	673
1	公表等すべき事項 (1 項)	673
	(1) 本条の対象となる個人情報／(2) 「次に掲げる事項について」／(3) 本人の知り得る状態	
2	利用目的の通知の求め (2 項)	676

目次

(1) 対象となる個人情報／(2) 「保有個人データの利用目的」／(3) 「本人に対し」／(4) 「遅滞なく」／(5) 「通知しなければならない」／(6) 利用目的の通知義務が免除される場合（ただし書）	
3 本人への通知（3 項）	678
(1) 「前項の規定に基づき」／(2) 「利用目的を通知しない旨の決定をしたとき」／(3) 「本人に対し」／(4) 「遅滞なく」／(5) 「通知しなければならない」	
Ⅲ 違反の効果	679
1 苦情の申出	679
2 個人情報保護委員会による監督	680
3 司法的救済	680
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
EU-GDPR	681
US	681
第 33 条（開示）	682
I 目的・趣旨、概説	682
Ⅱ 各文言の解説	683
1 開示請求権（1 項）	683
(1) 対象となる個人情報／(2) 「開示を請求することができる」／(3) 本人による開示方法の指示	
2 開示義務（2 項）	685
(1) 「前項の規定による請求を受けたとき」／(2) 「本人に対し」／(3) 「同項の規定により当該本人が請求した方法により」／(4) 「遅滞なく」／(5) 「当該保有個人データを開示しなければならない」／(6) 不開示事由（ただし書）	
3 本人への通知（3 項）	689
(1) 1 項の規定による請求／(2) 本人に対する通知を要する場合／(3) 「本人に対し」／(4) 「遅滞なく」／(5) 通知しなければならない	
4 適用除外（4 項）	691
5 第三者提供記録についての準用（5 項）	692
Ⅲ 違反の効果	693
1 苦情の申出	693
2 個人情報保護委員会による監督	694

目次

3 司法的救済	694
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
IV 関連する裁判例	695
1 東京地判平成 19 年 6 月 27 日判時 1978 号 27 頁	695
2 東京地判平成 25 年 9 月 6 日判例秘書 L06830752	695
3 東京地判平成 26 年 9 月 8 日判例秘書 L06930574	695
4 東京地判平成 27 年 2 月 23 日ウエストロー 2015WLJPCA02238001	695
5 東京高判平成 27 年 5 月 20 日判例集未登載	695
6 最判平成 31 年 3 月 18 日判タ 1462 号 10 頁	695
EU-GDPR	696
I データ主体の諸権利	696
II データ主体によるアクセス権	696
1 GDPR の条文	696
2 解釈指針	697
(1) アクセス権の目的と全体的な仕組み／(2) データ主体からの請求の審査に関する一般的な考慮事項／(3) アクセス権の範囲／(4) アクセスの提供方法／(5) アクセス権の制限	
III データ・ポータビリティ権	703
1 GDPR の条文	703
2 解釈指針	705
(1) データ・ポータビリティの主要要素／(2) 権利範囲／(3) データ移転方法	
US	711
I アクセス権	711
II データ・ポータビリティの権利	714
第 34 条 (訂正等)	715
I 目的・趣旨、概説	715
II 各文言の解説	715
1 訂正等請求権 (1 項)	715
(1) 対象となる個人情報／(2) 訂正等請求が認められる理由 (保有個人データの内容が事実でないこと)／(3) 「訂正、追加又は削除」	
2 訂正等義務 (2 項)	717

目次

(1)「前項の規定による請求を受けた場合」／(2)「他の法令の規定により特別の手續が定められている場合」／(3)「利用目的の達成に必要な範囲内」／(4)「遅滞なく」／(5)「必要な調査を行い」／(6)「その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない」	
3 本人に対する通知 (3 項)	720
(1)「第1項の規定による請求」／(2)「請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたとき」／(3)「本人に対し」／(4)「遅滞なく」／(5)「通知しなければならない」	
Ⅲ 違反の効果	722
1 苦情の申出	722
2 個人情報保護委員会による監督	722
3 司法的救済	722
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
EU-GDPR	723
I 訂正及び消去	723
II 訂正権	724
III 消去権 (「忘れられる権利」)	724
1 GDPR の条文	724
2 関連裁判例	726
(1) CJEU (欧州司法裁判所) 2014 年判決／(2) Google 判決 I (2019)／(3) Google 判決 II (2019)／(4) 解釈指針	
IV 取扱制限の権利、通知義務	746
US	747
第 35 条 (利用停止等・第三者提供停止)	750
I 目的・趣旨、概説	751
II 各文言の解説	751
1 個人情報取扱事業者の規定違反を理由とする利用停止等請求権 (1 項)	751
(1) 対象となる個人情報／(2) 利用停止等請求が認められる理由／(3) 利用停止等 (利用の停止又は消去)	
2 利用停止等の義務 (2 項)	753

目次

- (1)「前項の規定による請求を受けた場合」／(2)「利用停止等請求に理由があることが判明したとき」／(3)「違反を是正するために必要な限度で」／(4)「遅滞なく」／(5)「当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない」／(6) 利用停止等を行うことが困難な場合の例外
- 3 個人情報取扱事業者の規定違反を理由とする第三者提供停止請求権 (3 項) 756
- (1) 対象となる個人情報／(2) 第三者提供停止請求が認められる理由／(3) 第三者への提供の停止
- 4 第三者提供停止の義務 (4 項) 757
- (1)「前項の規定による請求を受けた場合」／(2)「第三者提供停止請求に理由があることが判明したとき」／(3)「遅滞なく」／(4)「当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない」／(5) 第三者提供停止を行うことが困難な場合の例外
- 5 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合の利用停止等請求権又は第三者提供停止請求権 (5 項) 758
- (1) 対象となる個人情報／(2) 本項に基づく利用停止等請求・第三者提供停止請求が認められる理由／(3) 利用停止等請求・第三者提供停止請求の要件拡大 (令和 2 年改正)／(4) 利用停止等／(5) 第三者への提供の停止
- 6 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合の利用停止等の義務又は第三者提供停止の義務 (6 項) 762
- (1)「前項の規定による請求を受けた場合」／(2)「その請求に理由があることが判明したとき」／(3)「違反を是正するために必要な限度で」／(4)「遅滞なく」／(5)「当該保有個人データの利用停止又は第三者への提供の停止を行わなければならない」／(6) 利用停止等、第三者提供停止を行うことが困難な場合の例外 (本項ただし書)
- 7 本人に対する通知 (7 項) 764
- (1) 1 項、3 項、5 項の規定による請求／(2) 利用停止等請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供停止請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき／(3)「本人に対し」／(4)「遅滞なく」／(5)「通

知しなければならない]	
Ⅲ 違反の効果	765
1 苦情の申出	765
2 個人情報保護委員会による監督	765
3 司法的救済	766
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
Ⅳ いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理	767
EU-GDPR	768
Ⅰ 異議申立権	768
Ⅱ プロファイリングを含む、自動処理による個人に関する決定	771
1 GDPRの条文	771
2 解釈指針	772
(1) プロファイリングと自動的決定／(2) 自動的決定に適用される特定の規定群	
3 自動処理決定に関するCJEU判決	779
Ⅲ 諸制限	782
US	783
第36条 (理由の説明)	785
Ⅰ 目的・趣旨、概説	785
Ⅱ 各文言の解説	785
1 対象となる本人関与手続	785
(1) 利用目的の通知の求め／(2) 開示請求／(3) 訂正等請求／(4) 利用停止等請求・第三者提供停止請求	
2 「その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合」	786
3 「本人に対し」	787
4 「その理由を説明する」	787
5 「努めなければならない」	787
Ⅲ 違反の効果	787
1 苦情の申出	787
2 個人情報保護委員会による監督	788
3 司法的救済	788

目次

(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等

EU-GDPR	788
---------	-----

US	790
----	-----

第 37 条（開示等の請求等に応じる手続） 794

I 目的・趣旨、概説 794

II 各文言の解説 795

1 開示等の請求等に応じる手続（1 項） 795

(1) 対象となる本人関与手続（開示等の請求等）／(2) 受け付ける方法／(3) 「定め
ることができる」／(4) 本人の義務／(5) 公表等

2 対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項 の提示（2 項） 797

(1) 「本人に対し」／(2) 「その対象となる」保有個人データを特定するに足りる事
項の提示／(3) 「当該保有個人データに資する情報の提供その他本人の利便を考慮
した適切な措置をとらなければならない」

3 代理人による開示等の請求等（3 項） 797

4 本人の負担への配慮義務（4 項） 798

III 違反の効果 799

1 苦情の申出 799

2 個人情報保護委員会による監督 799

3 司法的救済 799

(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等

IV 関連する裁判例（東京高判平成 19 年 1 月 25 日金法 1805 号 48 頁） 800

EU-GDPR	800
---------	-----

US	800
----	-----

第 38 条（手数料） 801

I 目的・趣旨、概説 801

II 各文言の解説 801

1 手数料の徴収（1 項） 801

(1) 対象となる本人関与手続／(2) 「当該措置の実施に関し」／(3) 「徴収すること
ができる」

2 手数料の額（2 項） 802

Ⅲ 違反の効果	803
1 苦情の申出	803
2 個人情報保護委員会による監督	803
3 司法的救済	803
(1) 本人による裁判上の請求／(2) 不法行為に基づく損害賠償請求等	
EU-GDPR	804
US	804
第 39 条 (事前の請求)	805
I 目的・趣旨、概説	805
II 各文言の解説	806
1 事前の請求 (1 項)	806
(1) 対象となる本人関与手続／(2) その訴えの被告となるべき者に対し／(3) あらかじめ、当該請求を行い／(4) その到達した日から 2 週間を経過した後／(5) その請求を拒んだとき	
2 みなし到達 (2 項)	808
3 仮処分命令の申立てについての準用 (3 項)	808
Ⅲ 違反の効果	809
EU-GDPR	809
US	811
第 40 条 (個人情報取扱事業者による苦情の処理)	812
I 目的・趣旨、概説	813
II 各文言の解説	814
1 「個人情報の取扱いに関する苦情」 (1 項)	814
2 「適切かつ迅速な処理」 (1 項)	814
3 「努めなければならない」 (1 項、2 項)	814
4 「必要な体制の整備」 (2 項)	814
Ⅲ 違反の効果	814
Ⅳ 課題	815
EU-GDPR	815
US	816

第3節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

第41条 （仮名加工情報の作成等）	817
I 目的・趣旨、概説	818
1 目的	818
2 令和2年改正以前の仮名化された情報についての取扱い	819
3 令和2年改正における検討	821
4 「仮名加工情報」という名称	826
II 文言の解説	827
1 「個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第6章において同じ。）を作成するときは」（1項）	827
2 「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。」（1項）	828
3 「個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）」（施行規則31条1号）	829
4 「個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）」（施行規則31条2号）	831
5 「個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）」（施行規則31条3号）	832
6 「個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したと	

- きは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。」(2 項) 834
- 7 「仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第 18 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 17 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。」(3 項) 836
- 8 「仮名加工情報についての第 21 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 3 項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。」(4 項) 844
- 9 「仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第 22 条の規定は、適用しない。」(5 項) 845
- 10 「仮名加工情報取扱事業者は、第 27 条第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第 27 条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 41 条第 6 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 6 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第 29 条第 1 項ただし書中「第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 27 条第 1 項各号のいずれか）」とあり、及び第 30 条第 1 項ただし書中「第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第 27 条第 5 項各号のいずれか」とする。」(6 項) 846
- 11 「仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。」(7 項) 849

目次

12 「仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。」（8項）	850
13 「仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第17条第2項、第26条及び第32条から第34条までの規定は、適用しない。」（9項）	851
III 違反の効果	853
IV 関連する裁判例	853
V 令和3年改正の内容・背景	853
VI いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理	854
EU-GDPR	854
US	855
第42条 （仮名加工情報の第三者提供の制限等）	856
I 目的・趣旨、概説	856
1 目的	856
2 個人情報でない仮名加工情報が生じる理由	857
3 委託や共同利用に伴って個人情報・個人データの提供が行われる場合の規律	858
II 各文言の解説	862
1 「仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。」（1項）	862
2 「第27条第5項及び第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第5項中「前各項」とあるのは「第42条第1項」と、同項第1号中「個人情報取扱事業者」とあるのは	

目次

「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。」(2項)	863
3 「第23条から第25条まで、……は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第23条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、…と読み替えるものとする。」(3項)	863
4 「……第40条……の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。」(3項)	864
5 「……前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、…前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。」(3項)	864
Ⅲ 違反の効果	865
Ⅳ 関連する裁判例	866
Ⅴ 令和3年改正の内容・背景	866
Ⅵ いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理	866
EU-GDPR	866
US	866

第4節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

第43条 (匿名加工情報の作成等)	867
Ⅰ 目的・趣旨、概説	868
1 平成27年改正前の「匿名化」された情報に対する対応	868
2 平成27年改正法における匿名加工情報に関する議論	869
(1) パーソナルデータ検討会設置の根拠となった2つの閣議決定／(2)『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)に至るまでの匿名加工情報に連なる議論／(3)「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)に至るまでの匿名加工情報に連なる議論／(4) パーソナルデータ検討会における匿名加工	

目次

情報に連なる議論

II	各文言の解説	884
1	「個人情報取扱事業者は」(1項)	884
2	「匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは」(1項)	885
3	「特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い」(1項)	886
4	「個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)」(施行規則34条1号)	890
5	「個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)」(施行規則34条2号)	892
6	「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)」(施行規則34条3号)	892
7	「特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)」(施行規則34条4号)	893
8	「前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。」(施行規則34条5号)	894
9	「匿名加工情報を作成したとき」(2項)	897
10	「その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報」(2項)	898

目次

11 「漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない」(2項)	898
12 「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。」(3項)	900
13 「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。」(4項)	901
14 「匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。」(5項)	901
15 「当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。」(6項)	902
Ⅲ 違反の効果	903
Ⅳ 平成 27 年改正の内容・背景	904
Ⅴ 令和 2 年改正の内容・背景	904
Ⅵ 令和 3 年改正の内容・背景	905
Ⅶ いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理	905
EU-GDPR	906
US	907
Ⅰ 「非識別化」された情報に関する法制度	907
Ⅱ 「非識別化」に関する FTC の政策	910
Ⅲ 「集計情報」に関する法制度	913
第 44 条 (匿名加工情報の提供)	914
Ⅰ 目的・趣旨、概説	914
Ⅱ 各文言の解説	914
Ⅲ 違反の効果	914
Ⅳ 平成 27 年改正の内容・背景	915

目次

V	令和2年改正の内容・背景	915
VI	令和3年改正の内容・背景	915
VII	いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理	915
	EU-GDPR	915
	US	915
第45条	(識別行為の禁止)	916
I	目的・趣旨、概説	916
II	各文言の解説	916
III	違反の効果	916
IV	平成27年改正の内容・背景	917
V	令和2年改正の内容・背景	917
VI	令和3年改正の内容・背景	917
VII	いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理	917
	EU-GDPR	917
	US	917
第46条	(安全管理措置等)	918
I	目的・趣旨、概説	918
II	各文言の解説	918
III	違反の効果	918
IV	平成27年改正の内容・背景	918
V	令和2年改正の内容・背景	919
VI	令和3年改正の内容・背景	919
VII	いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理	919
	EU-GDPR	919
	US	919

第5節 民間団体による個人情報の保護の推進

第47条	(認定)	920
I	目的・趣旨、概説	920
1	法制定時の認定個人情報保護団体制度確立までの経緯	921
2	平成27年改正法における認定個人情報保護団体制度に関する議論	923

II	文言の解説	926
1	「個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保」（1 項柱書）	926
2	「次に掲げる業務」（1 項柱書）	927
3	「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。……）」（1 項柱書）	927
4	「個人情報保護委員会の認定を受けることができる」（1 項柱書）	928
5	「業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第 53 条の規定による苦情の処理」（1 項 1 号）	928
6	「個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供」（1 項 2 号）	929
7	「前 2 号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務」（1 項 3 号）	930
	(1) アカウンタビリティ・エージェントに係る業務／(2) APEC における個人情報保護の枠組み／(3) グローバル越境プライバシールール（CBPR）／(4) アカウンタビリティ・エージェントとしての認証業務への個人情報保護委員会の執行確保	
8	「対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲」（2 項）	938
9	「政令で定めるところにより」（3 項）	940
10	「個人情報保護委員会は、第 1 項の認定をしたときは、その旨……を公示しなければならない」（4 項）	942
III	違反の効果	946
IV	関連する裁判例	946
V	平成 27 年改正の内容・背景	947
VI	令和 2 年改正の内容・背景	948
VII	令和 3 年改正の内容・背景	949
VIII	いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理	949
	EU - GDPR	951

目次

I	行動規範及び認証	951
1	行動規範	951
2	承認された行動規範の監督	953
3	認証	954
4	認証機関	956
II	解釈指針	957
1	指針 1/2018	958
	(1) 導入／(2) 監督機関の役割／(3) 認証機関の役割／(4) 認証基準の承認／(5) 認証基準の策定／(6) 認証基準を定める指針	
2	指針 4/2018	965
	(1) 導入／(2) 指針の範囲／(3) 43 条を適用する上での「認定」の解釈／(4) GDPR43 条 1 項に基づく認定	
3	指針 1/2019	968
4	指針 04/2021	969
US		971
第 48 条	(欠格条項)	973
I	目的・趣旨、概説	973
II	各文言の解説	974
1	「この法律の規定により刑に処せられ」(1 号、3 号イ)	974
2	「その執行を終わり」(1 号、3 号イ)	974
3	「執行を受けることがなくなった」(1 号、3 号イ)	974
4	「その業務を行う役員」(3 号)	974
5	「禁錮以上の刑」(3 号イ)	974
III	違反の効果	975
EU - GDPR		975
US		975
第 49 条	(認定の基準)	976
I	目的・趣旨、概説	976
II	各文言の解説	977
1	「第 47 条第 1 項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められている」(1 号)	977

2 「第 47 条第 1 項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する」(2 号)	977
3 「その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがない」(3 号)	977
Ⅲ 違反の効果	978
EU-GDPR	978
US	978
第 50 条 (変更の認定等)	979
Ⅰ 目的・趣旨、概説	979
Ⅱ 各文言の解説	979
1 「その認定に係る業務の範囲」(1 項)	979
2 「変更しようとするとき」(1 項)	979
Ⅲ 令和 2 年改正の内容・背景	980
EU-GDPR	980
US	980
第 51 条 (廃止の届出)	981
Ⅰ 目的・趣旨、概説	981
Ⅱ 各文言の解説	981
1 「その認定にかかる業務」(1 項)	981
2 「政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。」(1 項)	982
3 「前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。」(2 項)	982
Ⅲ 違反の効果	982
EU-GDPR	982
US	983
第 52 条 (対象事業者)	984
Ⅰ 目的・趣旨、概説	984
Ⅱ 各文言の解説	984
1 「認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等」(1 項)	984

目次

2 「この場合において、第54条第4項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第1項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。」(1項)	985
3 「公表」(2項)	985
Ⅲ 違反の効果	985
EU-GDPR	985
US	985
第53条 (苦情の処理)	986
Ⅰ 目的・趣旨、概説	986
Ⅱ 各文言の解説	986
1 「本人その他の関係者」(1項)	986
2 「対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。」(1項)	987
3 「当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。」(2項)	987
4 「認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。」(3項)	988
Ⅲ 違反の効果	988
EU-GDPR	988
US	988
第54条 (個人情報保護指針)	989
Ⅰ 目的・趣旨、概説	989
Ⅱ 各文言の解説	990
1 「対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために」(1項)	990
2 「個人情報に係る……開示等の請求等に応じる手続その他の事項」(1項)	990
3 「仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項」(1項)	990

目次

4 「消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて」(1項)	990
5 「この法律の規定の趣旨に沿った」(1項)	991
6 「作成するよう努めなければならない」(1項)	991
7 「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。」(2項)	991
8 「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。」(3項)	991
9 「当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない」(4項)	992
Ⅲ 違反の効果	992
Ⅳ 平成27年改正の内容・背景	993
Ⅴ 令和2年改正の内容・背景	993
EU-GDPR	993
US	993
第55条(目的外利用の禁止)	994
Ⅰ 目的・趣旨、概説	994
Ⅱ 各文言の解説	994
1 「認定業務の実施に際して知り得た情報」	994
2 「認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない」	994
Ⅲ 違反の効果	995
EU-GDPR	995
US	995
第56条(名称の使用制限)	996
Ⅰ 目的・趣旨、概説	996
Ⅱ 各文言の解説	996
1 「これに紛らわしい名称」	996
2 「用いてはならない」	996
Ⅲ 違反の効果	996
EU-GDPR	997
US	997

第6節 雑則

第57条（適用除外）	998
I 目的・趣旨、概説	998
II 各文言の解説	999
1 「個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは」（1項柱書）	999
2 「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的」（1項1号）	1000
3 「著述を業として行う者 著述の用に供する目的」（1項2号）	1000
4 「宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的」（1項3号）	1001
5 「政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的」（1項4号）	1002
6 「前項第1号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。」（2項）	1003
7 「第1項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。」（3項）	1003
EU-GDPR	1004
US	1008
第58条第1項（適用の特例）	1010
I 目的・趣旨、概説	1010
II 各文言の解説	1010
1 「個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については」（柱書）	1010

目次

2 「第 32 条から第 39 条まで及び第 4 節の規定は、適用しない。」(柱書)	
1010	
3 「別表第 2 に掲げる法人」(1 号)	1011
(1) 第 32 条から第 39 条までの適用除外／(2)「第 4 節の規定」の適用除外	
4 「地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの」(2 号)	1013
(1) 第 32 条から第 39 条までの適用除外／(2)「第 4 節の規定」の適用除外	
5 「同条第 2 号若しくは第 3 号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの」(2 号)	1014
Ⅲ 令和 3 年改正の内容・背景	1016
第 58 条第 2 項(適用の特例)	1017
Ⅰ 目的・趣旨、概説	1017
Ⅱ 各文言の解説	1017
1 「次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして」(柱書)	1017
2 「この章(第 32 条から第 39 条まで及び第 4 節を除く。)及び第 6 章から第 8 章までの規定を適用する。」(柱書)	1018
3 「一 地方公共団体の機関 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院(次号において「病院」という。)及び同条第 2 項に規定する診療所並びに学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学の運営」(1 号)	1019
4 「二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営」(2 号)	1019
Ⅲ 令和 3 年改正の内容・背景	1019
EU-GDPR	1020
US	1020
第 59 条(学術研究機関等の責務)	1021
Ⅰ 目的・趣旨、概説	1021
1 学術研究機関等への適用除外規定の変更	1021
2 自主的な措置を講ずることと、措置の内容の公表	1023

目次

Ⅱ 各文言の解説	1024
1 「個人情報取扱事業者である学術研究機関等は」	1024
2 「学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに」	1024
3 「その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するように努めなければならない」	1026
Ⅲ 違反の効果	1027
Ⅳ 関連する裁判例	1027
Ⅴ 平成 27 年改正の内容・背景	1028
Ⅵ 令和 2 年改正の内容・背景	1028
Ⅶ 令和 3 年改正の内容・背景	1028
Ⅷ いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理	1029
EU - GDPR	1030
US	1032

判例索引

事項索引

※ 60 条以降、第 2 巻に続く